

第七回国会 農林委員会 議院 議 録 第六号

昭和二十五年二月十五日（水曜日）
午後一時四十四分開議

出席委員

委員長 小笠原八十美君

理事野原 正勝君 理事松浦 東介君

理事八木 一郎君 理事藤田 岩太郎君

理事山村新治郎君 理事小林 運美君

理事寺島隆太郎君 理事吉川 久衛君

安部 俊吾君 宇野秀次郎君

遠藤 三郎君 河野 謙三君

中村 清君 瀧 通義君

村上 清治君 佐々木三三君

池田 峯雄君 横田基太郎君

寺本 齋君 中垣 國男君

小平 忠君

出席政府委員

農林政務次官 坂本 實君

農林事務官 山根 東明君

（畜産局長）

委員外の出席者

専門員 岩岡 博君

専門員 藤井 信君

同月十五日

委員高田富之君辞任につき、その補

欠として池田峯雄君が議長の名指で

委員に選任された。

二月九日

家畜保健衛生所法案（内閣提出第二

三号）

同日

肥料配給公団廃止の請願（原田雪松

君外九名紹介）（第五四二号）

蘭価の安定施策樹立等に関する請願

（大和田義榮君外三名紹介）（第五四

六号）

森林組合の強化に関する請願（刈通

義君外一名紹介）（第五四九号）

同（野原正勝君紹介）（第五五〇号）

大江川用水改良事業費増額の請願

（江崎眞澄君紹介）（第五五四号）

佐屋川用水路改良事業費増額の請願

（江崎眞澄君紹介）（第五六二号）

森林組合の強化等に関する請願（原

田雪松君外三名紹介）（第五九七号）

農家の保有米確保に関する請願（玉

井祐吉君紹介）（第六二八号）

同月十三日

羽合用水路改良事業施行の請願（門

脇勝太郎君紹介）（第六三五号）

農業改良事業に関する請願（木村榮

君外三名紹介）（第六五三三号）

山林樹苗養成事業助成の請願（小平

久雄君紹介）（第七二四号）

主食配給に関する請願（風早八十二

君外二名紹介）（第七四〇号）

同（今野武雄君外七名紹介）（第七四

一号）

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

家畜保健衛生所法案（内閣提出第二

三号）

○小笠原委員長 これより会議を開き

ます。

去る九日内閣提出による家畜保健衛

生所法案が本委員会に付託と相なりま

した。ただいまより本案を議題とし、

その審査に入ります。まず政府の提出

趣旨の説明を求めます。

家畜保健衛生所法案

家畜保健衛生所法

（設置）

第一條 家畜保健衛生所は、地方に

おける家畜衛生の向上を図り、も

つて畜産の振興に資するため、都

道府県が設置する。

2 家畜保健衛生所の位置、名称及

び管轄区域は、條例で定める。

3 家畜保健衛生所には、その名称

中に「家畜保健衛生所」という文

字を用いなければならない。

第二條 都道府県は、家畜保健衛生

所を設置しようとするときは、農

林大臣の承認を得なければならない。

（事務の範囲）

第三條 家畜保健衛生所は、第一條

第一項に規定する目的を達成する

ため、左に掲げる事務を行う。

一 家畜衛生に関する思想の普及

及び向上に関する事務

二 家畜の伝染病の予防に関する

事務

三 家畜の繁殖障害の除去及び人

工授精の実施に関する事務

四 家畜の保健衛生上必要な試験

及び検査に関する事務

五 畜生虫、骨軟症その他農林

大臣の指定する疾病の予防のた

めにする家畜の診断に関する事

務

六 地方的特殊疾病の調査に関す

る事務

七 その他地方における家畜衛生

の向上に関する事務

（家畜保健衛生所の利用）

第四條 都道府県知事は、條例の定

めるところにより、獣医師に家畜

保健衛生所の試験及び検査に関す

る施設を利用させることができる。

（農林大臣の権限）

第五條 農林大臣は、地方における

家畜衛生の向上を図るため必要が

あると認めるときは、都道府県知

事に對し、家畜保健衛生所の運営

に關して必要な事項を命じ、及び

必要な報告を求めることができ

る。

（名称の制限）

第六條 この法律による家畜保健衛

生所でないものは、その名称中に

「家畜保健衛生所」という文字又

はこれに類似する文字を用いては

ならない。

（国からの補助）

第七條 国は、家畜保健衛生所に要

する経費に對し、毎年予算の範囲

内で、都道府県に、創設費及びこ

れに伴う初年度調弁費並びに職員に

要する経費の二分の一以内の補助

金を交付することができる。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一

日から施行する。但し、第六條の規

定は、昭和二十五年七月一日から施

行する。

を御説明いたします。

畜産は、食糧の増産、農業経営の改

善、食生活の刷新等の見地から、その

必要性はますます増大し、振興を要す

ることとなるものがあります。畜産の

振興は、家畜の生産、育成、利用等

が、農業と関連連して合理的かつ有機

的に行われて初めて目的を達し得るも

のであることはもちろんであります。

現在種々畜産の振興方策が進めら

れておりますが、なかなか家畜の損

耗防止、生産率向上の面から、家畜衛

生に關する學理と技術とを積極的に応

用することが、当面最も効果的である

ことは衆人の認めるところであります。

よつてこの施設の実施を促進強化

するために、地方における家畜衛生の

末端の實踐機關として家畜保健衛生施

設を設置することとなり、昭和二十三

年度以降六箇年計画をもつて五百箇所を

目標に設置に着手し、すではななく、

期待を寄せられるに至つてゐる次第で

あります。この施設の重要性にかん

がみ、かつは一層地方の末端における

家畜衛生の機構を確立整備し、真に農

民と直結する施設としての性格を明確

にすると同時に、家畜防疫行政機關と

しての性格を持たしめることが必要と

なつて参つたのであります。以下本法

案の主要な内容について、その概要を

御説明いたしたいと思います。

第一に、今日の畜産伝染病の予備は

畜産振興の基盤をなすもので、しかも

その内容は非常に広汎多岐にわたり、

またその基礎をなす獣医学は、日進月歩著しい進歩を見つつあるので、遺憾なくこの事業を実施するには、絶えず進歩した技術の普及と浸透がはからねばならぬ。客観的な状況を観察しますに、わが国は各種伝染病の常在地に囲まれる地理的關係にあり、常時大陸からの伝染病の侵入の危険にさらされているわけでありまして、一朝侵入しますれば、わが国の畜産の基礎は根底から崩壊されることは明らかな事実でありますので、強力なる防疫態勢を整えると同時に、迅速果断にこれを処理することが喫緊の要事なるのであります。すなわちその発生及び伝播の状況を確実に掌握し、発生初期に迅速な防疫処置を行うがために、機を失せず情報の収集、材料の採取、鑑定等を必要とするのでありまして、このためには施設と組織と機構とを確立する必要があるものであります。

第二は、寄生虫、骨軟症、その他家畜に多発する疾病の予防のための検査の実施であります。寄生虫病は一般に慢性経過をとり、その被害も伝染病のごとく顯著でないがために、不注意に看過されやすいのでありますが、家畜における寄生率は八十パーセント以上にも及んでおり、ことに幼畜は抵抗力が弱く、栄養を害し、ひいては發育を阻害されている実情でありますので、これに対する根本的対策を必要とするのであります。また骨軟症は北海道、東北、北陸等米作地帯、積雪地帯の家畜特に馬に多発し、多大の被害を及ぼしている疾病であります。近年飼料事情の悪化から一層その発生が激増し、馬のみにとどまらず乳牛にも多発し、また発生地域も全国的に拡大され

る勢いにあるので、これらの疾病の検査を励行して、発生を未然に防止することが必要なのであります。

第三は、生産衛生技術の普及と向上によつて生産の増強をはからんとする点であります。このためには、人工授精による優良種畜の高度の利用及び繁殖障害の除去による受胎率の向上を行うことが必要であると同時に、種付の指導、早期の妊娠診断、妊娠家畜の管理衛生の指導等を並行して行わなければならないので、この施設を中心とする事業を強力に推進せんとするのであります。

第四には、地方における家畜衛生のサービス・センターとして、直接家畜飼養者に接触し、衛生思想の普及を行う、また広く団体の技術者関係獣医師にこの施設を利用せしめ、家畜衛生行政への協力を促進し、真に効果を高めることとしたいのであります。

以上が家畜保健衛生所法案の大要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決せられんことを希望する次第であります。

○小笠原委員長 これにて本案に対する提案理由の説明は終了しました。引続き本案の質疑に入ります。山村新治郎君。

○山村委員 ただいま議題になりました家畜保健衛生所法案につきまして質疑を試みんとするものでありますが、この問題は実は同僚の、かつ畜産関係のエキスパートであります原田雪松君が非常に熱心に研究されておられまして、かね／＼私も原田さんの意見を伺つておりまして、非常に傾聴すべきものを感じておつたのでありますが、たまたまきようは原田さんが欠席をせら

れておりますので、一応原田さんの意見を十分取入れまして質疑をせんとするものでありますから、明快な御答弁をひとつお願いしたいと思うのであります。

どだい自然現象に恵まれておられない日本の農業の中で、ただ一つ有利な條件を備えております畜産業が、政治的に軽視されておりましたことは、私も日ごろ憂えておつたのであります。が、たゞ／＼この法案が提出されました、畜産行政に好ましい一石を投ぜんとすることは、まことに喜ばしい次第であります。さて家畜保健衛生所は現在すでに百六十箇所設立されておまして、きわめて良好な成績をあげておると聞き、従つて全国の養畜農民は本法に非常な期待をかけておられるわけでありまして、私はこの際二、三の質問をいたしまして、その施行にあたりまして、特に完全強化を期せられるように要望したいと思うのであります。法の命脈というものは文章ではございませんで、一にその運用いかんにかかつておろことは論をまたないところでありますが、この法案のわずか七箇條にすぎない文章の中から、その全貌を知ることとはきわめて困難であり、またやともいたしますと誤解を招くおそれもあると思いますので、その点から伺いたいと思うのであります。

まず第一に、本法によりまして実施をはからんとする業務の内容は、たとえば農業共済組合の家畜診療所、都道府県の家畜技術員、公共団体等の技術員の診断治療等、はなはだ相似したる感も抱かれますが、その点に対する見解並びに対策はどういうものをお持ちでございますか、第一点として伺ひ

いたしたいのであります。

○山根政府委員 御質問の点に私からお答えいたします。家畜保健衛生所の機能と申しますか、それにつきましては、法律の全体を通じて現れておりますところ、具体的には法の第三條にこまかく規定してあるところであります。要約いたしますと、この保健衛生所で実施しようとしておられる畜産事業の内容は、国または地方の計画に基づきます積極的な予防衛生の指導が主になるものでありまして、これを通じてさらに集团的な生産増強、伝染病を主とした損耗防止等をはかることをねらつておるのであります。さらにこの施設を開業獣医師の技術向上のために利用させ、さらに技術の普及等をこの施設を通じて行うことによつて、畜産業の健全な発達をはかることを実は主眼としたしておるのであります。そういう意味から申しまして、御指摘の共済組合の診療所等が行います個々を対象としての診療の仕事は、これはこの施設の実行範囲ではないのであります。

「委員長退席、野原委員長代理着席」

さらに公共団体あるいは都道府県の家畜技術員等との関係におきましては、これは御承知のように、現在府県の家畜技術員、公共団体の技術員が私どもの考えておりますこの施設の高いねらいと大体同じ方向をもつて、これらの技術員が置かれておると言え、そういうことも言えるかと思つて、であります。現状におきましては、いろいろの関係で家畜衛生の面が、これらの技術員の素質において欠くる面が非常に多いのではないか、かような観

察をいたしておるわけでありまして、これらの人たちは、むしろこの施設と将来対立するという考え方をなしに、この施設を中心にして、従来十分活躍していなかった面にこの施設を通じて、その使命の達成に今後一層進んでいただきたい、実はかようにこれらの人たちの関係について考えておられる施設が決して共済組合の診療所なり技術員の仕事と競合するということがなしに、むしろこの施設を中心にして、この三者が一体になつて、そうして国の家畜衛生の完璧を期して参りたい、かような考え方をいたしておるわけでありまして。

○山村委員 ただいまの御説明によりまして、よくその趣旨はわかつたのであります。が、実際問題といたしましては、本法実施のために、開業獣医師は相当恐怖の念を抱いておられるのは事実でございます。現在登録されておりますところの獣医師は一万三千七百四十九名でございますが、そのうち開業しておられます方が約七千名と云われておりますが、さきに述べました種々の診療機関によつて、開業獣医師の生活は相当程度侵害されておるのであります。この状態を放置いたしますれば、彼ら開業獣医師は休業のほかはありませんで、七千名のその家族の運命は大きな社会問題として取上げられなければならぬと思つたのであります。この意味から逐次條項を付しましてお尋ねしたいのであります。

第一項としましては、第三條の第五号に「農林大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に關する事務」とございしますが、治療という字句

ように、末端におきましていろいろ／＼な相剋摩擦が予想されますので、この点につきましては、中央におきましては獣医師の中央団体もございしますし、さらにこの趣旨を地方に徹底させることにつきましては、この法の運用にあたりまして、御指摘に従ひまして十二分の用意をもつて当りたい、かように考へております。

来の目的がありまますので、この目的を阻害すると申しますか、目的達成上支障があるようなことがあつては困るのではありませんけれども、そういうことのない限度におきまして、私どもは全面的にこの施設の利用、さらに同所における研究の利用等につきましては、歓迎したい、かように考えており

ほとんど開業獣医師にまかせ切つてお
る現状でございますが、わが国におき
ましてもこの長所を取入れまして、本
法案によつて行わんとするがごとき事
業を、近い将来におきまして全面的に
開業獣医師、あるいはその団体に譲渡
するお考えがあるかどうか、この点を
伺いたいと思います。

○山根政府委員 先ほども申しました

るわけであります。

○山村委員 最後に予算関係についてお伺いしたいと思うのであります。が、結論的に申しますならば、本法案によつて行wantとする事業に對しまして、予算が非常に少な過ぎると思うのでございますが、まずこの点はどうであるか、そうしてこれに伴ひまして三、四点伺いたいのであります。が、第

〇山形県政務委員 予算が非常に少ない通
ぎはしないかという御指摘であります。実は今日の建設費の常識から申しましても、御指摘のように坪当り八千円の予定でこの予算を組んであるわけでありまして、これではたとえ山奥でありまして、りつばなものが建たないであろうということは想像しておりますので、できるだけ予算を増額する

ことについては、実はいろ／＼大蔵當局と折衝を重ねたのであります。現在八千円になつておりますが、実は二十三年度から施設ができて、ある程度物価に依りて単価の増の認められた部分もあるものでありますけれども、遺憾ながら建築費で見ますと、まづたかお話にならない八千円というような単価でしか認められなかつたのであります。御指摘のように、このためにせつかくわれ／＼の考へてゐるところの、どうしても地元負担を軽減しなければならぬという気持が、非常にそこなわれるようなことにもなるかと、実は私もどうしても非常に遺憾に思つておるのであります。明年度は一応八千円という査定を受けております。しかし今後単価のみならず総額についても、現行の二分の一をあるいは三分の二程度に國の財政が許すならば引上げて行くことについては、私も私として、もちろんそうしたい希望を持つてゐるわけでありまして、これについては私も微力の点もございまして、皆様におかれても、何とぞその面の御協力をむしろ私もよりお願いいたしておきたいと思ひます。

なお器具、機械の設備費は、一箇所どれくらいであるかという点であります。これは備品費を総額三十万円と見積りまして、この半額十五万円を一箇所計上しております。これも建物費と同じように決して十分ではないのであります。ほんとうに完全な、りつばな機械、器具を十分に備へるためには、とても足りない金額であると思ふのであります。やはり同じような事情で、十五万円程度の予算の計上をしてゐるのであります。

それから本年度の希望申込み数、設置数及び来年度の見込みはどうかというお尋ねであります。これは一口に申しますと、非常に地方では喜ばれてゐる評判のよい施設であります。またたく希望が殺到してゐるのであります。本年度八十箇所増設を予定して県内に示したものであります。それに対してどうしても計画以上にもらいたいというの、ほとんどの県がそうでありまして、大体八十箇所の予定に對しまして、倍近くの希望が出ております。来年も本年と同じように八十箇所の予定であります。すでに今日これに對して、約倍近い要望が実は私どもの方へ届いておるような事情でございまして、そこで私もいたしましては、この際単価その他予算総額を増加するといふことも、一つの問題として考へておるものでありますけれども、むしろこれは最初御説明いたしましたように、来年度以降四箇年計画でこれを全國に完備したいという計画を持つておるのであります。

〔野原委員長代理退席、委員長着席〕
かような状態でありますので、むしろ年度を短縮して、一年八十箇所と言わずに、これを百五十箇所にあつて、あるいはもつとふやうとか、かういふような面も、大蔵當局との折衝において、今後骨を折つて行かなければならぬ点であるかと私も私としては考へてゐるわけでありまして、その点についても皆さんの御了解を願つて、今後の御協力をお願いしたいと思ひ考へております。

○山村委員 本法案に対する私の質問を終るにあたりまして、私は二つの希望を政府に強く要望する次第であります。それはでき得る限り全額助成の線に沿つて、予算的措置を講ぜられたいというところが第一点でございます。いま一つは、本法案と密接な関係にある家畜の改良増殖に関する法律案を、すみやかに提出されんことを要望する次第でございます。以上をもちまして私の質問を終ります。

○刈委員 山村君の質問に関連して二、三点質問いたしたいと思ひます。本法案をながめてみますと、家畜の伝染病の蔓延を防ぐということが中心眼目になつてゐるやうでございまして、私どもを以て言わしむるならば、ただ家畜が伝染病にかつた場合、これを防ぐといふような消極的な面においてのみこの法案を使つておつたのでは、非常に心細い。要はいかにすれば家畜の伝染病が発生しないかということ、ここに大きな問題があるのではないかと思ひます。人間の保健にいたしましては、伝染病が起つた場合にこれを防ぐのではないでございせん。伝染病が起る情勢を防ぐといふところに根本の理念があると思ひます。家畜はわれわれが指導いたしまして朝も顔を洗ひませんが、そういうように家畜を自然にまかして放擲しておきましたならば、おそらく家畜には気候の変化によりまして、だん／＼と思ふところの病気が発生するだらうと思ひます。従ひまして、この自然条件下に起る伝染病を未然に防止するところの積極的なお考えは、これにどういふふうに盛つてありますか。その点をまずお聞きしたいと思ひます。

○山根政府委員 先ほど来私の説明が不十分であつたために、そういう御質問が出たかと思ひますが、私どもがこの施設に期待しておりますのは、刈委員の御指摘の点とまづた同じことをねらつておるわけでありまして、決して伝染病が出た、さてそれをどうしようといふことだけを考へてゐないものであります。むしろ出る前の衛生の向上といひますか、引續いて具體的な予防的な措置なるものが、この施設の本来の使命であります。このことは法案のどこに出ているかという御質問もあつたやうであります。第三條の「一家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関する事務、二家畜の伝染病の予防に関する事務、さらに五の「疾病の予防のために家畜の診断に関する事務、六地方の特殊疾病の調査に関する事務、七その他地方における家畜衛生の向上に関する事務」と書き連ねましたそれ／＼の趣旨も、御指摘のような氣持で、出たあと騒ぐのではなく、出る前の措置をこどもつて十分やつて行きたい、かような氣持でおるわけでありまして、

○刈委員 そうであると思ひますが、そうであるならば、具体的に畜舎の改良とか、そういう問題に對して積極的に明言するところの方法があるのでは、政府は思ひ切つた助成政策をもちまして、完全なる畜舎をつくるというところまで行かなければ、ただ法文の上にいる／＼と予防的な施設が並べてありまして、実行ができないと思ひます。その予算的な措置がなかつたならば、私はこの法案は死んでおると思ひます。それに対する予算的な措置が

對する命令ができるかどうかというやうな具體的な御質問もありましたが、その点につきましては、もちろんこの法律でそういう命令を出し得る根拠を與えておる点はいさゝかありますけれども、この施設の全体のねらいが、先ほど申し上げましたやうな点にあるのであります。その見地から、たとえば骨軟症の問題等から申しますと、畜舎の改造などというやうな御指摘の点は最も重要な問題の一つになるわけでありまして、この施設におります職員が、法律に基く命令は別といたしましても、絶えず細心の注意をもつて家畜飼養農家の指導に當るといふやうなことは、もちろんその方面でたいに働いてもらいたい、かような考へ方をしておるのであります。

そのほかさうした問題について予算が伴うかどうかといふことですが、この施設に對する直接の予算としましては、先ほど申しましたやうなごくわずかな施設費と人件費のみに限定せられておるのであります。個々の問題について、たとへば骨軟症の予防の指導、施設費につきましては、二十五年度は百四十二万一千円程度の補助金を別途計上いたしておるわけでありまして、そのほかさらにパラチブスに関するいろいろな経費でありますとか、家畜伝染病予防に関する個々の問題として予算の計上はございまして、この施設に直接関連いたしては、そういう予算を計上しておりません。別途計上いたしてあります予算と相まつて、私どもはこの施設に勤務する人々のやうな考へ方と一緒にしまして、御指摘の点につきましては完璧を期して参

○山根政府委員 實は畜舎の改良等に

で、御了承願います。

○測委員 大体見当がつきましたが、先ほど山村委員の御質問に對しまして、この法案はやがて一定の段階を越して、いわゆる日本の獣医師の力が上り、かつまた衛生思想がだん／＼徹底して参りますと、ある期間において、これを廃止するような方向に行くような考えでもあるというところをおつしやつたようでございますが、しかし問題は先ほど申しましたように、予防というところに大きな眼目がありまして、これは大きな問題であると思ひます。どうも先ほどの御答弁は、私の御質問に對しまして矛盾していると思ひますが、矛盾にお考えになりませんか。

○山根政府委員 一見矛盾したような御答弁を申し上げたかと思つたのでありますが、私が申し上げました趣旨は、近い将来においてこの施設を完全に開業獣医師に委譲するという意味で申し上げたわけではないのでありまして、獣医師の資質が向上し、さらに経済状態が向上することによつて、獣医師のいろ／＼な実力も加わつて来たあかつきにおきましては、この施設をやつておきますという／＼な実務は、これは獣医師にほとんど全面的におまかせする、ただこうした公益的な仕事であり、たゞこの地方長官がこれに對する監督を十分に行く面はいつまでも残るのではないかと、すべて野放しにするというのには、御指摘のようにこれはなか／＼容易ではないだらう。ただ國なり地方長官がある程度の監督をして、この施設の運営の実務は、ほとんど全面的に獣医師が運営して行く、こ

ういうことになつて行くことは、御心配のような問題も起きないで、先ほど山村委員の御意見にあえて矛盾しない考え方ではないか、こういう考え方をしております。

○測委員 大体わかりましたが、私はむしろこれが相当整備されて参りまして、その行政的な立場におきましてうまく運用して行くことこそ、多くの獣医師の方々も新しい病気を発見し、新しい仕事もふえるのではないかと考えておりますので、必ずしも恐るべきものではないと考えておりますが、どうかその点につきましては、思い切つた大幅な獣医師に對するところの活動の権限を與えてもらつて、うんと働いて、この機会を大いに利用することに持つて行きたいと思ひます。

次にこの法案によりますれば、ある伝染病が一応限定されているような感じを受けるのでございまして、たとえば小動物に對する伝染病、特に鶏のペストのごとき、実は私南方地区に三年ほどおりまして、獣医師に對する研究はいたしませんでしたが、家畜衛生につきましてはいろ／＼研究いたしました。一晩のうちに鶏がペストのために倒れてしまふということが起るのであります。こういうことは現在日本におきましてはあまり起つておりませんけれども、名古屋におきましては、かつて一万羽の鶏が一ぺんに死んでしまつた例があります。こういう小動物の伝染病、特に鶏のペストに對する問題に對して、この保健所におきまして、あらかじめ農村は別といたしましても、集団的な大きな養鶏場に對しまして、ペストの予防注射を命令するところの命令権と申しますか、人間に予

防注射を命令するように、あらかじめやらせる方法をお取りになる考えでありますかどうでありますか、その点一応小動物の面からお聞きしたいと思ひます。

○山根政府委員 この施設が大家畜を中心とした施設であつて、中小家畜に對する施設であるかどうかという御質問であつたようでありまして、私どもはもろ／＼大家畜に限定した考え方をいたしては行かないのであります。従ひまして病氣も家畜伝染病予防法に法定されております伝染病であり、また法定されております鶏のペストに對するいろ／＼な予防施設、予防措置等も、この施設を通じて私どもはやつて行きたい、かような考え方をしております。ただ鶏のペストの予防のために強制注射命令というようなことは、この法律自体で、私どもはもろ／＼そういふことを規定はいたしておりませんけれども、現在の家畜伝染病予防法の建前上、そういうことも必要があり、ありますならば、することもできるわけでありまして、府県知事がそういう命令を出した場合に、それに應じてこの施設が動き出して實際の予防注射をやつて行く、こういうようなことにならなければならぬので、ただいまの御疑問と申しますか、御不安の点は、私どももそのうした全体の運営でもつて、これは解き得る問題であるといふに、私からお答え申し上げます。

○測委員 法文の上に、どうして伝染病の種類と申しますか、これを限定した理由をお聞きしたいのであります。

○山根政府委員 あるいは御質問の趣旨と違つたお答えになるかと思ひますが、お答えいたします。私どもはこ

の施設で扱います伝染病は、これは家畜伝染病予防法に法定いたしております伝染病のうち、特にどれ／＼という限定した考え方はいたしておりません。全体の法律で規定いたしました伝染病の全部について、この施設は考えを向けて行きたい、かような考え方をしております。それでは法定伝染病以外の伝染病についてはどうするかということでありまして、これにつきましては、もとよりこれは知らぬのだといふつもりはないのであります。たとへて申しますと、ここに主要なものでして、寄生虫病であるとか、骨軟症であるとかその他農林大臣の指定する疾病、こういうようなことでその趣旨もある程度明らかにいたしております。

また、また地方の特殊疾病の調査という表現でもつて、その地方的な特殊疾病の扱いも、この施設を通じて、それに對する対策も講じたいというようなことでありまして、決して法定伝染病のうち特殊なものだけに限定する、あるいは法定伝染病だけに限定して、そのほかの病氣については、この施設はタッチしないのだ、こういうような考え方は実はしてないものであります。さういふ御承知願ひます。

○測委員 もう一点最後に承りたいと思ひます。この家畜保健所と、警察におけるところの衛生、たとえば屠殺に對する衛生、こういうものの関連性であります。大体のことは見当はついておりますけれども、しろうとであまりわかりませんから、ひとつ明確にしたいと思ひます。

○山根政府委員 特に屠場の関係のお話でございますが、この問題は常にわれ／＼の側におきまして、長年の

問題でありまして、乳肉に關する衛生をどこが所管するかという一つの問題があるものであります。現在では厚生省の所管になつておりますので、所管が違ひますような関係で、家畜保健衛生所でも屠場の衛生の面で關與することができないような建前になつております。ただ非常に密接な関連のある問題でありますので、従来もさうでありましたが、この家畜衛生と乳肉衛生の面の緊密な連絡につきましては、これは遺憾のないように、今後とも緊密な連絡を保持して参りたいと考えております。

○測委員 その点がまことに重大な問題であります。なぜさういつた方向に分割されておるか、いろ／＼私専門家に聞いてみますと、今まで日本の家畜衛生の設備と申しますか、研究と申しますか、それが少し劣つておる、従つてまかせられないという立場から、厚生省ががんと握つておるといふような専門家の意見も承つております。こういうことでは、せつ／＼家畜の保健所ができました、思ひ切つた活動と申しますものに、抜け穴があるのじやないか、家畜の伝染病といふものは、こ

ういつたところに案外抜けて行つて、思わぬところの不幸を生むのではないかと、こころを心配いたします。どうか願わくば、あなた方が力を出して、われ／＼も応援いたしますから、ひとつがっちり手を組んで、その問題を家畜保健所と全部取扱うといふような方向まで行かなければ、ほんとうのいい結果が生れないのじやないか、かく考えますので、その点再度承つておきまして、横田委員がなほつておりますから、私はこれで終ります。

て制限はなくなつたけれども、い

は農民自身が畜産をやるに害をなして

入れていただきたい。こういうような

○

（山形政務委員 今少し具体的にたぐり
スとしてお話し願えど、あるいは私共

正確な御回答ができるかと思ひますので、さう二具本的な「ス」として御指

摘を実は願いたいと思うのであります

どもの方では、決してやみ畜産家を保

す。私どもの畜産に対する考え方は、

家畜であろうと、これに差別をつける

し乃私どもとしては何と申しませうか有

畜産農的な考え方を基点に入れておるのだから、その見地から農村二

おいて農家の飼養する家畜につきまし

ではないのでありまして、これには何

て考えておるといふふうにお考えを願

○横田委員　今言われたのは有畜営農

由が家音に重点をおいて表えられてお
るといふことを言われたのです。もし

そつであれは先ほども言われましたよ

差別しておらない。かわいがつておら

情から見ますと、どうも大規模な形に

くするものでありまして、農村において

一、

が、かえつて大衆的規模に立つておらないために、その建物さえが、しまいには恨みの的になる、利用するものがないか。それに対する対策は一体どうですか、これを承つておきます。

○山根政府委員　これはこれからつくるんじやなしに、実は先ほどもお話いたしましたように、二十三年から施設しておるのであります、御指摘のように、やみ畜産家だけがこれを利用しておるといふ現象は、私どもはあまり聞いていないのであります。むしろ地方ではほんとうの農民がこれを十分利用しておるといふ現状が大部分であらうと思います。ただ大阪あたりに專業の養豚業者がいることは、実は私ども

わかつておるものでありまして、これらの人も私ども畜産の面からいつて、專業だからこれをおろそかにするといふような考え方はとらないわけでありまして、あるいは大阪のどこかは、主としてそういう人だけの利用に限定されるという事態が、もしお話の通りであるとすれば、あるいはあつたかと思うのでありますけれども、私どもは決して行く／＼この施設が農民から離れて行つて、ただ特定の二、三のものもの占有物になろうというようなことは考えてもおりませんし、またそうならなただけのかたい確信を実は持つております。

○横田委員　それから近郊地におきましては、大本において別な飼料があ

る。簡単に申しますと、進駐軍の残飯があり、あるいは各工場、寄宿舎における残飯がある。そういうような都会地においては、養豚の場合においても、特別の飼料を目的とした養豚業者

が生まれるということは、自然の勢いであります。これは決して悪いことではないが、それがともすると都会地においては大きな部分を占めて、逆用するといふような傾向がありますから、それに対する十分な配慮をしていただきた。

次は、法案の簡単な問題に移りますと、この項目の中には、いわゆる畜産業を圧迫するところの何の項目もないのです。これは聞くだけやばなんでしょうが、こういうような形においてやられた結果においては、今の形における畜産の種々相に対するあなたの認識と、私の認識と相当に違つた。たとえて申しますと、疾病発生の場合においてもその大規模にやれば、先ほど淵委員が言われましたような形における家畜の疾病は予防できる。ところがそうじゃないのでありまして、もうかるからやれといつてやつたのは、結局裏の庭をつぶしてしまつてそこに第三国人が豚を飼う。実にわれ／＼が見て非衛生的で、人間も困れば、豚も困る形において飼われておる。それがもうかる間はいいが、もうからないようになると、虐待の限りを盡されておる。そういうことから疾病が発生してくる。そういうところに対する対策というものは立つておるのですか。

○山根政府委員 非常な不潔な場所である。養豚を始める、それは衛生の面からたいていへんなことになる危険性があるといふことは、その通りでありまして、これに対する対策といひましては、この法律でどういふことは言つておりません。ただい／＼な法律、たとえば私の方の所管の法律として言へば、家畜

伝染病予防法というものがあつて、そういうものに対するある程度の措置もできますし、また厚生省所管の方、人間の方の衛生の見地からの取締りも、そういう事態に対しては発動し得る態勢ができておるわけでありまして、そういう各面の措置でもつてそういう弊害の除去は可能であらうかと考えております。

○横田委員 そういふ点についてはそういうことがあつて、今後よろしくその人たちの圧迫しないような形において、病気が発生しない、それがほかに延びないといふような対策をとつていただきたい。その法規のあることは私もよく知つておるが、その法規が適用されておらないこともそういう畜産をやられておる原因になつてゐる。しかもその法規の適用をやらねたときには、全般的にやるのではなく、個々にねらい打ちにやつて、非常な不合理なことになつておる。こういう点もよく考慮に入れてもらいたい。それから飼料難で栄養失調になる。こういう形における病気の発生も現に現われつつある。こういう点についてはどういふふうによつて行こうと思つておられますか。

○山根政府委員 もちろん生きものでありますので、食べ物が悪ければ、それがもとで病気になるということはあると思うのでありまして、飼料問題につきましては、特に終戦直後以来非常に悪条件が次々にあつたわけで、幸いに飼料事情は最近よほどよくなつて参りました。またそれと同時に、私どもの方でも飼料対策としては、飼料の自給と申しますか、自給飼料対策につきましては、一般の配給飼料事情がよく

なつたからといふことによつて、決して手をゆるめてないものでありまして、自給飼料面の施策も引續いて行つておるわけでありますので、そのために家畜の病気が非常に多くなつたといふような危険が万々ないよう、十分注意して行きたい。管理衛生思想の普及と申しますか、家畜の飼養管理の方面における衛生思想の普及といふようなことも、あわせて御懸念のような事態の起きないよう、今後とも努めて行きたいと考えております。

○横田委員 家畜の保健の問題につきましては、今後は病気が発生してからこれを問題にせずに、予防に重点を置いてやつていただきたい。そうしない限りにおいては、この法案は物笑いのたねになる。現に私も豚を飼つておるが、豚を飼つた結果が、一匹が一つの疾病になると、いわゆる所定のところから技師が来てこれを見ます。見たところがその病気がわからないといつて、長いことかかつて養生させろ。この豚の病気が伝染病らしいといふことで、ほかの健康な豚にも一々いやがる注射をします。そうしてその勘定を見たところが、勘定が五千円以上になつておつて、豚を売つたところが五千円にもならなかつたという悲劇があるのですから、病気が起らないようにして、できるだけ疾病になつてから問題にするのではなく、予防に力を入れてやつていただきたい。これをくれぐれもお願ひしまして私の質問を終ります。

○吉川委員 先ほど政務次官からお話がありましたような目的で、家畜保健衛生所が設置されたということは、これはわが国畜政の一步前進であると思

つて、私は喜んでゐるのであります。ただこのような施設を地方に設置するやうなことでなしに、これを畜産組合とかいふような民主的な団体に経営させるやうな考えはないものか、まずお伺ひしたいのであります。

○山根政府委員 経営主体を県でなしに組合等にさせる意思はないか、こういうお話ですが、これは考え方として、もちろん否定すべき考え方ではないと実は考えます。ただ私どもは、こうした衛生といふやうな非常に重要な問題でもありまして、実はこの機関の一つのねらいとして、先ほどもちよつと説明にもありましたが、畜産防疫の一つの行政機関としての性格をこれに持たせる方が、防疫の完璧を期する上においてよいのではなかいか、こういう考え方から府県の施設といふやうに考えて参つておるわけでありまして、私もこれが府県営であるがために、たとえばどういふ運営上の弊害が予想されるかといふ点はいろいろ考へてみましたが、あまりないやうに考へておりますので、そういう意味から府県営といふことで進んで参つたわけでもありませんし、今後ともそういうことでやつて行きたい、かように考へておるわけでありまして。

○吉川委員 私はその問題については、弊害といふことよりは、県の冗員を省き、それから自主的に、民主的にこれを組合等に運営させることが、直接家畜を取り扱う人たちにとつて、これを利用しやすいといふこと、また非常に関心を持つといふ意味において、畜産奨励の意味に沿ふものである。そういうやうに考へるので、今後こいつた問題が整備して参りましたなら

ば、なるべく自主的に、民主的に運営させるやうな方途を考えられることが、今までの何でも上から押しつけて行くといふやうなやり方ではないに、下から、もつとこつといふた問題に畜産関係の人々が関心を深めて行くといふやうな指導をされること、必要じゃないかと思つて、お伺ひしたわけであり

次はこの法案が、先ほどから問題になつておりますが、病気を予防するといふ考え方は災害補償、危険保険の一つの前提をなす意味において、たいへん進歩的な考え方であつたと思ひますが、淵委員の御質疑があつたやうに、もつと基本的な問題を、農林省としては十分考えられないといふことと思ふ。たとえば私も絶えず関係をしておる羊の問題について、あの腰麻痺の病原性の研究、その対策、あるいは馬の伝染性脳炎、そういうたような実に恐るべき問題があるのです。こういうものについて根本的な研究をやること、その研究がなないやうな問題こそ、むしろ農林省あたりがもつと力を入れてやらなければならぬと思ふのですが、そういうことについて、何か具体的なお考えをいただいま持つておられるのか、あるいは進められてゐるのか、その辺についての御所見を伺つておきたいと思ひます。

○山根政府委員 い／＼家畜の病気につきましては、ただいま御指摘の腰麻痺でありますとか、脳炎でありますとか、伝染性脳炎でありますとか、非常に恐るべき困難な病気があるのでありまして、これの研鑽のためには、国の施設といひましては、家畜衛生試験所もあるのです。もちろん私も

決して十分な陣容とは思つておりませんけれども、専門の優秀な人たちがそこにおりまして、これらの病源体の発見その他に取組んでおるわけでありまして、このうち特に問題になつておりますのは伝染病であるかと思つておりますが、これにつきましては、いまだに病源体があるかという結論も出ないような、——これは世界的にまだ結論が出ないのだそうでありまして、これが日本の馬産の非常な脅威であることは御承知の通りであります。これに対しては、どうしても私どもも大きな力を注いで行きたい。かような考え方をもちまして、従来こくわずかな陣容でもつて研究いたして、なかなか成果を上げ得なかつたような現状であるのでありますが、来年度におきましては、この伝染病につきましてはある程度の人もふやし、経費もふやしまして、この研究を進めて行きたい。行く／＼は、むしろそういう病気がありますので、独立した一つの研究所、伝染研究所というようなのを設置するところまで持つて行きたい理想で、一步の前進ではありますけれども、明年度の予算にはある程度の増額を見ております。その他伝染病につきましても、日本伝染病の委員会というやうなものができておりまして、その委員会においていろいろ研究をいたしておるのではありませんが、御指摘のようになかなか十分な研究であるということはないのであります。最初から通じて申しますように、家畜衛生が何と申しましても一つの基本でありますので、こうした問題につきましては、今後できるだけの経費の計上、それに伴いま

すいろいろ施設を拡張いたしました。完璧を期して参りたい気持ちだけは、私どもとしても十二分に持つておりますので、御了承願います。

○吉川委員 これは局長に伺うのは適当でないかもしれませんが、予算を拜見いたしますと、本年もまた畜産予算が、要求額に対して非常な査定を受けているのであります。私どもは前々国会からこの農林委員会においては、日本の国の今後の畜産問題は、食糧の増産の上からも、農業の経営の改善の上からも重大な問題であるということと、各党派はこぞつて畜産予算の増額を問題にいたしまして、大蔵大臣の出席まで求めて、そして約七倍ほどの増額を本委員会において決定をしたのであります。その後農林省の畜産局と大蔵省との折衝の経過を伺いますと、まことに情ない結果になつておりまして、農林省の畜産局の予算が六億何がしとの差額の二億二千万ほどの金を増額するというやうな話に落ちて来て、しかもそれを前委員会において、もつと徹底的に農林省はこれを押さなければいけない。と、この委員会において農林大臣を鞭撻したのであります。けれども、その結果はちつともわれわれの期待したやうな成果を収めていないやに聞いておるのであります。またまた二十五年度の予算案を拜見いたしますと、非常な削減を受けている。一体こういうことで——日本の食糧の増産あるいは農業経営の改善、あるいは食生活の改善というやうなことを、りっぱにこころにうたつていられますけれども、横田委員の言われる通り、りっぱな文字を運べるだけであつて、その内

容がさつぱり伴つていない。いろいろの仕事を計画されても、それに対する裏づけのないやうな御措置をとられては、これはいつまでたつても、当局のお考えになるやうな畜政問題の解決はできないと思つて。こういう問題について、ここにせつかくできまして、ところの家畜衛生所も、その公をつつて魂の入れないやうな結果になることをわれ／＼は恐れるのであります。今後畜産予算について、坂本政務次官はどういうやうな御態度をもつて大蔵当局を説いて、そしてこの重要な問題の解決に当られるか、御所見を伺つておきたいと思つて。

○坂本政務委員 畜産振興のために必要な予算措置につきまして、農林委員各位が非常なる関心を持つておられる点につきましては、われ／＼深く敬意を表します。また皆様方の御期待に沿うやうに十分なる予算を獲得することには、いろいろ努力を盡して来たのであります。御承知の通り、昭和二十四年度の補正予算及び昭和二十五年度の予算、十五箇月通算をいたしましての予算編成におきまして、十分なる成果を上げ得なかつたことは、はなはだ遺憾に存するのであります。しかしながら、これは吉川委員も現下におきましますわが国財政の実情は、十分御承知のことでもあります。またわれわれ農林当局といたしまして、この問題の処理にはいろいろ苦心をして参つたのであります。ことに今お話も出ましたやうに、競馬法の一部を改正します際においても、皆様方が、競馬の売上金の一部を、少しでも畜産振興のために充てなければならぬといつたやうな法律の改正までもいたされたので

ありまして、この御趣旨もよくわれわれは承知いたしているのであります。従ひまして、先ほど申します通り、この十五箇月予算を通覧いたしますと、必ずしも皆様方の御意思がそのまま現実に上に見現れているというよりは申しあげかねるのではありませんが、今後といへども、機会あることに畜産関係予算の獲得のためには万全の努力を盡したい、かように考えているやうな次第であります。

○吉川委員 政務次官の言われる通り、わが国の財政状態は十分われ／＼は心得ております。それなるがゆゑに、このような基本的な問題について十分予算的の措置がとられなければならぬといふことを考えるのであります。それから、どうかひとつ今御一段と御努力をお願いいたしまして、私の質問を終ります。

○小平(忠)委員 私は最後に本案の内容につきまして若干お伺いしたいと思つております。戦後におきまします家畜衛生につきましては、政府当局の格段の御努力によつて、逐次向上しつつあることは承知できるのであります。しかし復元途上にあります日本にとりまして、やはり全体の面から見ますと、戦時中は軍用馬ということ、作戦目的遂行のためにこれを必要としたやうな関係にありましたが、私は終戦後、もう少し酪農なり労働馬、この家畜衛生の面において万全を期する必要があるのじやないかといふことを考えている一人でもあります。特に一昨年以來北海道に発生しました流脳馬の問題につきましても、北海道、東北地帯の生産地においては、県外移出の禁止によつて、非常に生産地としては大なる

支障を来していることは事実であります。かかる見地において、この家畜保健衛生所法案につきまして政府当局から提案を見たことは、まことに時宜を得たものと思つて、ただいままで各委員からいろいろ具体的な質問がありましたので、この質問に就いてい点について、私は二、三承つてみたいと思つて。

第一に、この家畜保健衛生所は、本案によりまして四月一日から発足することになるわけでありまして、その場合に、この家畜保健衛生所の各県に設置せられるところの規模とか、あるいは予算的裏づけ、具体的にいいますと、各都道府県に何人くらい、定員で、どのくらいの予算で、その行方事業の内容も、政府から提案はありましたが、抽象的な御説明があつたので、もう一べん詳しくその内容について御説明をお願いしたいと思います。

○山根政府委員 四月一日からこの法律が施行されるのであります。先ほど申し上げましたやうに、この施設自体としては、すでに一昨年から設置されているのであります。県にはこうした施設は方々に家はできていたし、この法律が適用になります。いろいろなことがあるわけでありまして、たとえて申しますと、家畜保健衛生所という名前に統一しなければならぬ、こゝういふやうな問題は、この附則にもありますやうに、これは七月一日からということに考えております。そういうことを除きますと、四月一日からこの法律に基く施設として発足いたしますことになりまして、人の関係は人件費の補助

りますが、この家畜保健衛生所の設置に伴います二十五年度の予算は、総額幾らにおきめになっておりますか、おわかりになりましたらお聞かせ願いたいと思います。

さらにもう一つは、これは戦後農會が解体し、あるいは畜産その他の組織が農業協同組合に單獨になつたわけですが、農村の民主化の点から見まして、農業においては特に畜産技術員の養成なり、あるいは家畜衛生の方面から非常に努力をしておるのでもありますが、その場合に現在農協の経営の実体から見ますと、なか／＼優秀なる畜産の技術員を設置して、完全なる家畜衛生の方面をはからうというところとは、非常に至難であります。そういう

いて、農協の畜産技術員に對して教養あるいは経費の面において、今後補をなさるような計画がありであるかどうかという点について、最後に伺いたいしたい。

○山根政府委員　來年度の予算は、これはお手元に参考資料をお配りしてあるはずであります、その附表第十二に二十五年度的家畜保健衛生施設費として、表がございます。総額で三千

は来年度八十箇所設置するわけである。従来百八十六万八千円、八十箇所分、これは百八十六万八千円、八十箇所分、新しい八十箇所分の施設費と、従来の八十箇所分に対してする人件費と、新設の二十箇所に対してする人件費と合せまして三百二十十分の人件費、合せまして三百二十万八千六百八十円、これだけが計してございます。

それから最後の御質問の、農業協組合に対する人件費の助成の点でございますが、その前にこれらの技術員に

する講習といひますか、訓練といひますか、それにつきましては、これは私どもも今後機会をできるだけ多くつくつて、資質の向上に努力をいたしたい、かように考えております。ただ人件費を補助するという事になると、これは現在の情勢におきましては、相当至難であらうかというふうに考えられます。

○小平(忠)委員 私は以上いろいろ承った点におきまして、結論的にお願いいたしたいと思ひますが、本案の内容につきましては、私は非常に時宜を得た内容であると思ひますが、しかしただいま御説明になつたような予算的裏づけなりあるいは構想では、全国的に家畜保健衛生の見地から、諸種の技術あるいは教育あるいは施策等において、幾多の計画等があるのであります、これがすべて机上の空論に終つてしまふきらいがあるわけであり、御承知のように二十五年八十箇所、これは予算の関係においてできないというやうな事情もありましようが、しかし先ほど各委員からも主張されましたやうに、そのやうな非常に微々たる計画では、むしろ現在の県の畜産の保健衛生の施設を強化するか、あるいは農協の畜産技術員の内容を強化するといふことの方がむしろいいのであります、これは国家的に取上げて一つの法律を出してやるというからには、このやうな微弱な計画では私はいかぬと思ひます。しかし御承知のように、すでに今年度予算も提出された段階においては、本年度は不可能といたされましても、今後この面において、政府当局においては、この家畜保健衛生所設置の趣旨に沿うやうに、万全の措置を講じてい

ただきたいといふことをお願いして、私の質問を終わります。

○横田委員 答えはいりませんが、大体畜産の実況をはつきりと把握していただきたい。といふことは、もとより豚、鶏、あひる、あるいは牛でも、これを専業で飼つておるところは、どうなりかうなりやつていけるやうになつております。しかし米・麦作の合間の間に有畜農業をやつておるやうなところは、畜産といふものは成立たぬやうになつておる。この現況をはつきり見ていただきたい。従つて豚が病氣になつたからといつて、県の税金にイコールするやうなところにやつかいになりたくないといふのが農民の氣持です。農民は黙つて飼つて、黙つて売る。そして農家経営の赤字を防ぐ、これが農民の現状であるといふことをはつきり知つていただきたい。従いまして県から来る役人——それは別に税務署と連絡はないのですが、封建的な農民から見れば、県から来るところの役人イコール税金取りの親玉、こゝういふ形になるのです。豚やあひるの数を知られるやうな形においては、農民はものを利用しない。このことをはつきり知つてもらいたい。だから農民は無畜から有畜農家となつて、農家経営の赤字を防ぐ立場においても、この利用度は非常に少い。こゝういふ人たちが利用してもらわなければいけないのである。しかもこの豚を飼つておるところの人たちは、概して篤農である。今日農家で豚とかあひる、牛、あるいはめん羊を飼えば、何とかやつて行けるといふので、みんなやつておるのでありますから、この人たちに芽ばえたところの萌芽をつみとつてはいけな

い。この人たちがそ利用してもらいたい。そのためにはどうしたらいいかといふは、われ／＼の思ひのは、国の費用として、県の費用として、こゝういふやうな形における保健所ができたのであるから、これを利用しないといふことを徹底的に宣伝していただく。そゝうしてできることなら、これを建設する過程において農民大衆に参画さして、農民大衆とともにこれを建てる、こゝに重点を置いていただきたい。こゝういふ形に置いてあるといふことが利用することになる。この点をうまくやつていただきたいのであります。それから同時にこゝういふやうな保健といふことを言われるのでありますから、先ほども申しましたやうに、飼料の点について、畜産局においては特に十二分の配慮をしていただきたい。これを希望いたしまして私の質問を終わります。

○小笠原委員長 他に御質疑はありませんか。別に御質疑もないやうでありますから、これにて質疑は終局いたしました。

引続き本案に対する討議に入ります。討論の通告はありませんから、この際討論を省略してただちに本案に対する採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小笠原委員長 起立総員。よつて本案は原案通り全会一致をもつて可決いたしました。

この際報告書の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それではさう決しました。本日はこの程度にとどめまして、これにて散会いたします。次回は公報をもつてお知らせすることにいたします。

午後三時三十九分散会

〔参照〕

家畜保健衛生所法案に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年三月九日印刷

昭和二十五年三月十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所